

令和6年度

道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局

横浜国道事務所

目 次

1. 管理方針	2
(1) 道路維持管理の現状と課題	2
(2) 道路維持管理の基本方針	2
2. 管理計画	4
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
(3) 管理概要図	5
3. 日常管理	5
(1) 道路巡回	5
(2) 道路清掃	6
(3) 除草	7
(4) 剪定	7
(5) 応急処理等	8
(6) 設備点検	8
(7) 除雪	9
4. 老朽化対策	10
(1) 目的	11
(2) 実施方針	11
5. ICT・AI 等の新技術活用	11
(1) 現在の取り組み	11
(2) 今後の取り組み予定	12
6. その他	13
(1) 冠水対策	13
(2) 窓口業務	13
(3) その他	13
(4) 問い合わせ先	14

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の一般国道及び高速自動車国道（新直轄区間）を管理しています。

関東地方は、全国のおよそ1割の面積に、4割近い人口と経済が集積し、首都中枢機能を担っています。その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

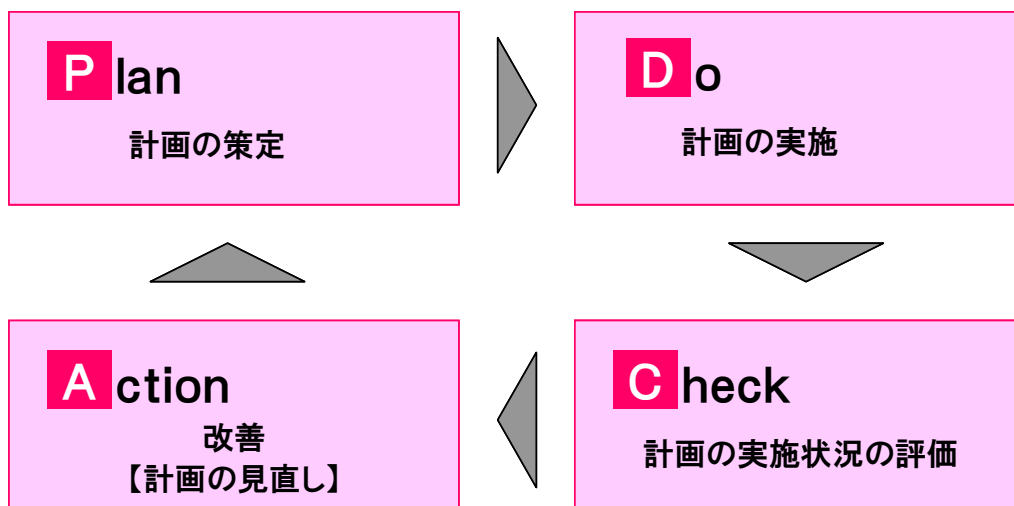
道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

- Plan（計画） …「道路維持管理計画」を策定します。
Do（実施） …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。
Check（評価） …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。
Action（改善） …執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

(2) 管理路線

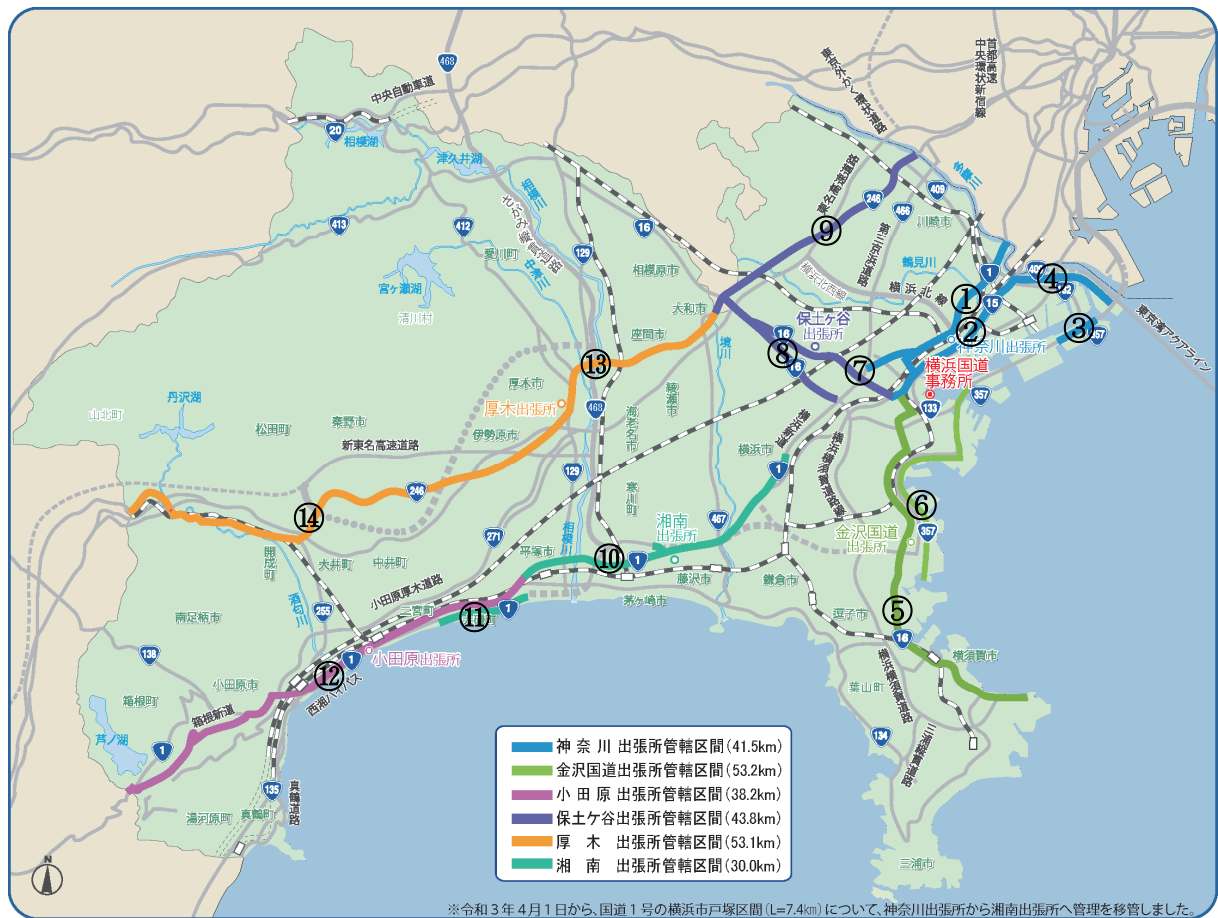
1) 管理路線

当事務所では、神奈川県内の国道1号、15号、16号、246号、357号、409号を神奈川出張所、金沢国道出張所、保土ヶ谷出張所、湘南出張所、小田原出張所、厚木出張所の六つの出張所で道路の維持管理を行っております。

各出張所の管理区間等は、下表のとおりです。

担当 出張所	路線名	延長 (k m)		管理区間	車線数 (交通量：百台/日)
神奈川 出張所	1号	19.2	41.5	起点 東京都大田区多摩川 終点 横浜市保土ヶ谷区常盤台	4車線 (① 327)
	15号	11.2		起点 東京都大田区東六郷 終点 横浜市神奈川区栄町	4車線 (② 351)
	357号	3.0		起点 川崎市川崎区東扇島 23-1 終点 川崎市川崎区東扇島 6-1	2～4車線 (③ 244)
	409号	8.1		起点 川崎市川崎区旭町 1丁目 終点 川崎市川崎区浮島町	4車線 (④ 257)
金沢国道 出張所	16号	33.3	53.2	起点 横須賀市走水 2丁目 終点 横浜市西区桜木町 7丁目	2～4車線 (⑤ 283)
	357号	19.9		起点 横浜市鶴見区大黒ふ頭 終点 横浜市金沢区八景島	2～4車線 (⑥ 375)
保土ヶ谷 出張所	16号	14.7	43.8	起点 横浜市西区浜松町 終点 東京都町田市鶴間	2～4車線 (⑦ 150)
	16号 保土ヶ谷バイパス	8.8		起点 横浜市保土ヶ谷区藤塚町 終点 横浜市旭区上川井町	6車線 (⑧ 1,144)
	246号	20.3		起点 東京都世田谷区多摩川 3丁目 終点 横浜市瀬谷区目黒町	2～4車線 (⑨ 580)
湘南 出張所	1号	23.7	30.0	起点 横浜市戸塚区上矢部町 終点 中郡大磯町高麗三丁目	2～4車線 (⑩ 250)
	1号 西湘バイパス	6.3		起点 中郡大磯町東町二丁目 終点 中郡二宮町二宮	4車線 (⑪ 352)
小田原 出張所	1号	38.2	38.2	起点 中郡大磯町高麗三丁目 終点 足柄下郡箱根町箱根	2～4車線 (⑫ 189)
厚木 出張所	246号	53.1	53.1	起点 大和市下鶴間 終点 足柄上郡山北町川西	2～4車線 (⑬ 732, ⑭ 186)

(3) 管理概要図



3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物や橋梁、トンネル等の道路構造物の状況を確認するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に道路巡回を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異状箇所の確認のため、原則として2日に1回道路巡回により実施します。巡回は主に道路パトロールカー等により目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認します。なお、支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。

なお、国道16号保土ヶ谷バイパス（本線部）については、自動車専用道路であり一般国道路と比較し規制速度が高いため、1日に5回道路巡回を実施します。

- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、1回／年

実施します。

・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。



〈車内からの目視点検〉



〈グレーチング蓋の確認〉

3) その他（緊急パト）

・近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に、時間雨量で 30mm/h 以上の場合、緊急パトロール実施し、パトロール強化を図っています。

（2）道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。

○ 6 回／年

DID（人口集中地区） ※1

○ 1 回／年

山間部など

※ ただし、上記の回数は当初計画であり、路面の状況により増減の可能性はある。

※1 DID（人口集中地区）：人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定されます。



〈路面清掃（機械）〉

- ・歩道清掃

街路樹からの落葉等除去においては、巡回等により現地状況を見ながら実施します。（人力清掃）

- ・排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力などの確保するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。



〈集水桝清掃〉



〈側溝清掃〉

（３）除草

１）目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視拒の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

２）実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、７～１０月頃を目安に、交通に支障となる箇所を優先して実施します。



（４）剪定

１）目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視拒の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

２）実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯などに植栽している高木や低木などについては、適切に管理するとともに、繁茂による通行の阻害を防止し、利用者の視認性を

確保するものとして、箇所を限定して植栽管理を行います。

主な樹種毎の剪定時期は以下のとおりである。

路線	樹種	高・低木	回数(目安)	備考
国道 1 号	ケヤキ	高木	1 回／3～5年	※箇所を限定して実施
国道 15号	オオムラサキツツジ	低木	1 回／年	※箇所を限定して実施



〈高木剪定〉



〈低木剪定〉

(5) 応急処理等

1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行います。

2) 実施方針

路面異状（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面補修：ポットホール〉



〈落下物回収〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈排水設備〉



〈CCTV設備〉



〈発電設備〉

(7) 除雪

1) 目的

除雪作業は、冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業などを行います。

2) 実施方針

・車道除雪

降雪量が 5cm～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案して、道路交通に支障をきたす箇所について実施します。

なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、必要に応じて通行止めを行った上での集中的な除雪等の措置を実施します。

・歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたす場合に、公共施設や駅周辺など通行の多い箇所を優先的に実施します。

・凍結防止剤散布

路面凍結の恐れがある場合には以下の区間において凍結防止剤を散布します。

- ◆縦断勾配が急な区間
- ◆平面曲線半径が小さい区間
- ◆局部的に日陰となる区間

- ◆橋梁区間
- ◆前後区間に対し、幅員が狭小な区間
- ◆トンネル等の出入り口
- ◆信号交差点や横断歩道



〈新雪除雪〉



〈凍結防止剤散布〉

一般国道1号箱根新道 L = 14.4 km (小田原出張所)

・大雪時の対応

大雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ（令和3年3月）を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に務めます。

また、大雪時に急な上り坂などで立ち往生が起りやすい区間を「予防的通行規制区間」として指定しています。立ち往生等により交通障害が拡大するおそれがある場合、早い段階で通行止めを行い、集中的・効率的な除雪作業を実施してまいります。

・予防的通行規制区間

路 線	地区名	区間延長
国道1号	箱根峠（小田原出張所）	14.4 km
箱根峠のうち、箱根新道	L = 13.8 km	

4. 老朽化対策

（1）目的

横浜国道管内において、老朽化が進行する社会インフラが増大していくため、重大な損傷に至る前に点検・補修を実施し、ライフサイクルコストの最小化、構造物の長寿命化を図る

（2）橋梁補修

・橋梁点検

○定期点検：近接目視点検（5年に1回）

- ・第三者被害予防措置：打音検査、非破壊検査
（原則として2～3年に1回）

・橋梁補修

橋梁定期点検結果により、優先度の高い橋梁から、補修を実施します。

(3) 法面・擁壁補修

防災カルテ作成・運営要領等に基づき、定期的な法面・擁壁点検を行い、点検結果を踏まえ災害危険箇所の緊急度、対策の規模等を総合的に判断し、優先順位を設け、効果的且つ効率的に対策を実施します。

- ・法面点検

○定期点検：近接目視点検（原則として1年に1回）

- ・法面、擁壁補修

防災定期点検結果により、路線の重要度、優先度（緊急度）の高い法面・擁壁から、補修を実施します。

(4) 道路附属物等

大型カルバート、横断歩道橋、標識、照明等の道路附属物等について、各々の点検要領に基づき点検を行い、変状を早期に発見し、沿道や道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止するための必要な措置を講じること、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

○横浜国道事務所の橋梁、トンネル等の点検結果
「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」
<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

5. ICT・AI等の新技術活用

(1) 現在の取り組み

1) 道路情報収集による維持管理の効率化・高度化

道路巡回時に車載カメラで映像を取得し、事務所や本局等と迅速に現地状況を共有する事で、維持管理の効率化・高度化に取り組んでいます。



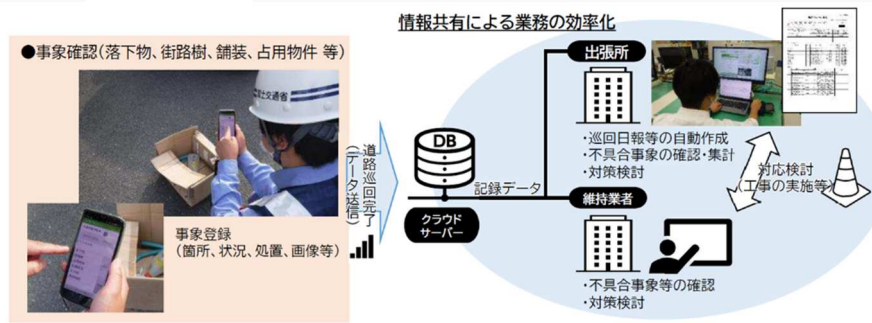
事務所や本局等と迅速に共有



全面撮影用カメラ

2) 道路巡回の効率化・高度化

道路巡回時の点検情報をスマートフォンから道路巡回システムに登録し、巡回日誌等の自動作成や維持業者との情報共有の合理化を図る事で、道路巡回の効率化・高度化に取り組んでいます。



3) AIを活用した舗装損傷の自動検知

車載カメラからの映像をAIにより画像解析し、舗装損傷状況や区画線を自動検知する事により、舗装点検の効率化・高度化に取り組んでいます。



4) ドローンによる被災状況調査

発災後短時間で被災状況の全体を把握するためにドローンを活用しております。



国道246号親善場トンネル災害の被災状況での活用事例

(2) 今後の取り組み予定

関東地方整備局インフラDX推進本部等での検討結果も踏まえ、ICT・AI等の新技術の活用に向けた取り組みを進めていきます。

1) BIM/CIMモデルを活用した維持管理の効率化

現場条件が困難な構造物の補修・補強設計において、BIM/CIMモデルを作成し、モデルを活用する事で、施工や維持管理を効率化するための検討を行います。

6. その他

(1) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。

- ①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ②冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ③警報装置、監視装置の設置・点検
- ④パトロールの強化

（時間雨量30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施）

(2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）

道路管理者以外の者が行う道路工事（駐車場への出入りをするための歩道の切り下げ等）の承認事務

- ・道路の占用に関する事務（道路法第32・35条）

道路上に、個人または企業等が看板、電気、ガス、電話及び上下水道等の施設を設置したりする場合に必要な許可事務

- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）

附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷に伴う原状回復、費用負担命令等に関する業務

- ・特殊な車両に対する規制（道路法第47条）

特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

(3) その他

- ・道の相談室

道路に関する一般的なことや、どこに相談すればよいかわからないことは、「道の相談室」にご相談ください。

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000008.html>

（24時間受付）

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落

石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が幹線道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

また、LINEアプリでも通報をすることができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。



スマートフォンアプリケーション「LINE」に
「国土交通省道路緊急ダイヤル（#9910）」の
友だち追加をしてご利用ください。
（友だち追加は二次元コード読み取りからも可能）

- ・ 交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

X（関東地方整備局） https://x.com/mlit_kanto_road

X（横浜国道事務所） https://x.com/mlit_yokokoku

- ・ ホームページ

横浜国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

（４）問い合わせ先

横浜国道事務所 電話番号 045-287-3001（代表電話）